

授業目的公衆送信補償金制度の 現状と留意点

令和4年度教職員・情報通信技術支援員（ICT支援員）著作権講習会

2022年8月25日（木）13:10～14:30

野方英樹

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

SARTRAS 理事・事務局長



著作物はお好きですか？

- 小説、俳句、短歌
- マンガ
- 写真
- 絵画、彫刻
- 音楽
- 映画
- ゲーム
- テレビ・ラジオ番組 などなど

著作物は身の回りに
あふれています
多くの人にとって不可欠なもので
はないでしょうか

大事にしたいものです



私も音楽が大好きです！

教育にも著作物がいっぱい



教科書

- ・小説、俳句、短歌
- ・解説文
- ・地図、図表、グラフ
- ・絵画、イラスト、彫刻
- ・写真
- ・楽譜、歌詞

試験問題・過去問に使われるもの

他にも書籍やインターネット上、市販ディスクなど教育で用いるメディアに著作物はあふれています

- ・本の表紙の絵
- ・論文
- ・新聞記事
- ・マンガ
- ・音楽（音源・演奏）
- ・編曲（原曲も）
- ・テレビ・ラジオ番組
- ・映画、脚本
- ・翻訳（原作も）

などなど



でもうっかりすると.....

- “違法着うた” サイト、中学生の7割が利用経験あり (ITmedia 2007.1)
- 「違法ゲームを友人に配った」高校生ブログが「大炎上」 (JCASTニュース 2009.7)
- 「ユーチューブ」に漫画無断投稿 中学生逮捕 (JCASTニュース 2010.6)
- 「漫画村」元運営者を逮捕＝著作権法違反容疑 (nippon.com 2019.9)
 - 「漫画村」運営者の男に有罪判決 福岡地裁 (asahi.com 2021.6)
 - 「漫画村」運営者に対して、総額19億円の損害賠償を求め提訴 (KADOKAWA 2022.7)
- 改正著作権法が成立 漫画・書籍など違法DLの対象拡大※ 21年1月1日に施行 (ITmedia 2020.6)

※改正前は音楽・映像に限定、改正後はすべての著作物が対象

制度の説明の前に 押さえておきたい知識

著作権・著作隣接権

著作物と権利の関係を分解してみましよう

・ 著作物

(小説、脚本、論文、講演、音楽、舞踊、美術、地図、図表、映画、写真、プログラム等)

・ 著作者 (著作物を創作した人)

- ・ 著作者人格権 (公表や氏名表示をする・しない権利、勝手な改変や名誉声望を傷つけてはダメ)

・ 著作権

・ 実演家 (著作物を演じる人、口述する人)

- ・ 実演家人格権 (氏名表示する・しない権利、勝手な改変はダメ)

・ 著作隣接権

・ レコード製作者 (原盤を作る人)

- ・ 著作隣接権

・ 放送事業者 (放送する人)

- ・ 著作隣接権

・ 有線放送事業者 (有線放送する人)

- ・ 著作隣接権

・ 著作権や著作隣接権は財産権なので第三者に譲ることができます (著作者人格権を第三者に譲ることはできません)

- ・ Bob Dylanさんは出版権=日本でいう著作権をユニバーサルミュージックに (300億円超)、原盤権 (アメリカでは原盤権も著作権として保護) をソニー・ミュージックに (230億円) 売却

・ 譲り受けた人が著作権者、著作隣接権者になります

- ・ 著作者=著作権者ではない場合があるということです

著作権と著作隣接権、保護期間

• 著作権

- 創作した著作物は自分の財産なので、第三者に勝手に使われないよう、使いたい人に許諾したり禁止したりする権利で著作権が持っているもの
- **著作者の死後70年※保護**（保護期間経過後は自由利用可能）

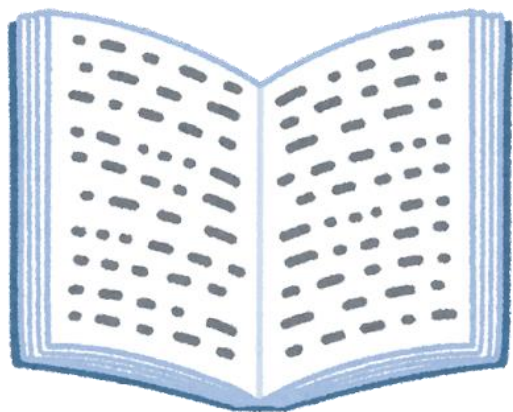
• 著作隣接権

- 著作物を演じたり、原盤にしたり、放送・有線放送したりしたものは自分の財産なので、第三者に勝手に使われないよう、使いたい人に許諾したり禁止したりする権利で著作隣接権者（実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者）が持っているもの
- **実演や録音等が行われたときから70年※保護、又は放送、有線放送が行われたときから50年保護**（保護期間経過後は自由利用可能）

※2018年12月30日より、それまでの50年から70年に延長

外国の著作物も同様に対象

よくある勘違い 「買ったものだから問題ない？」



例：購入した本やCD



「もの」としての本やCDは購入した人のものになったとしても…

本に載っている文章や写真、絵の著作者の著作権まで本を購入した人のものになるわけではありません

他人のものを勝手に使ってはだめ（原則）

CDに収録されている音楽の作詞者・作曲者の著作権や、アーティスト（実演家）、原盤を作ったレコード製作者の著作隣接権までCDを購入した人のものになるわけではありません

他人のものを勝手に使ってはだめ（原則）

使うってどういうこと？

⇒著作権法に書いてあります

• 第三者の財産を「使う」例

ひとつひとつを「支分権」といいます

- 書き写したりコピーする（複製権）
- 演奏する（演奏権）
- 上映する（上映権）
- 放送したりインターネットで送信したりする（公衆送信権）
- 読み聞かせる（口述権）
- レンタルする（貸与権・頒布権）
- 翻訳したり編曲する（翻訳権、翻案権等）

著作権者は

「第三者が～するときは許諾したり禁止したりできる権利」

（この権利が「著作権・著作隣接権」です）

を持っているので、勝手に使ってはだめ

=許諾を得れば使えます

使うときは必ず許諾が必要？ ⇒いいえ、そうとは限りません 著作権法に書いてあります

・「使うときでも許諾を得なくていい例」

・複製だったら？

- ・ 個人または家庭内の複製
- ・ 図書館（学校の図書室は対象外）での複製
- ・ 教科書への複製
- ・ 学校等教育機関における複製
- ・ 試験問題（※）としての複製

（※）過去問は対象外。学校等教育機関における複製に該当するかどうか

・公衆送信だったら？

- ・ 学校等教育機関における公衆送信（2020年から）

・演奏、上演、上映、口述だったら？

- ・ 営利を目的とせず、入場料を得ず、出演者に報酬を支払わない、という3要件を満たすと（注意！学校であるかや授業であるかは判断材料とはなりません）

どんな使い方で以下の要件を満たせば「引用」はOK

- ア 既に公表されている著作物であること
- イ 「公正な慣行」に合致すること
- ウ 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ 引用を行う「必然性」があること
- キ 「出所の明示」が必要（コピー以外は
その慣行があるとき）

著作権法に書いてある許諾を得なくてもいい場合のことを

「**権利の制限**」といいます。

該当すれば許諾を得なくても使えます

2 SARTRASとその業務

著作権法第35条、授業目的公衆送信補償金制度

複製

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する

- ・ 手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製することをいいます（著作権法第2条1項15号。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です）。

該当する例

- ・ 黒板への文学作品の板書
- ・ ノートへの文学作品の書き込み
- ・ 画用紙への絵画の模写
- ・ 紙粘土による彫刻の模造
- ・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
- ・ コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
- ・ キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
- ・ パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
- ・ 著作物のファイルのサーバへのデータによる蓄積（バックアップも含む）
- ・ テレビ番組のハードディスクへの録画
- ・ プロジェクターでスクリーン等に投影した映像データを、カメラやスマートフォンなどで撮影すること

公衆送信

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する

- 放送、有線放送、インターネット送信（サーバへ保存するなどしてインターネットを通じて送信できる状態にすること（「送信可能化」を含む））その他の方法により、不特定の者または特定多数の者（公衆 ※）に送信することをいいます（著作権法第2条1項7号の2、2条5項。著作隣接権の側面では、実演を放送・有線放送、送信可能化すること、レコードを送信可能化すること、放送・有線放送を再放送・再有線放送・有線放送・放送、送信可能化することがこれに相当します）。
- ただし、校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備 や サーバ（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。

該当する例

- ・ 学外に設置されているサーバに保存された著作物の、履修者等からの求めに応じた送信
- ・ 多数の履修者等（公衆）への著作物のメール送信
- ・ 学校のホームページへの著作物の掲載
- ・ テレビ放送
- ・ ラジオ放送

※一般的に、授業における教員等と履修者等間の送信は、公衆送信に該当すると考えられます。

伝達

著作権者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する

- 公表された著作物であって、公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することをいいます。

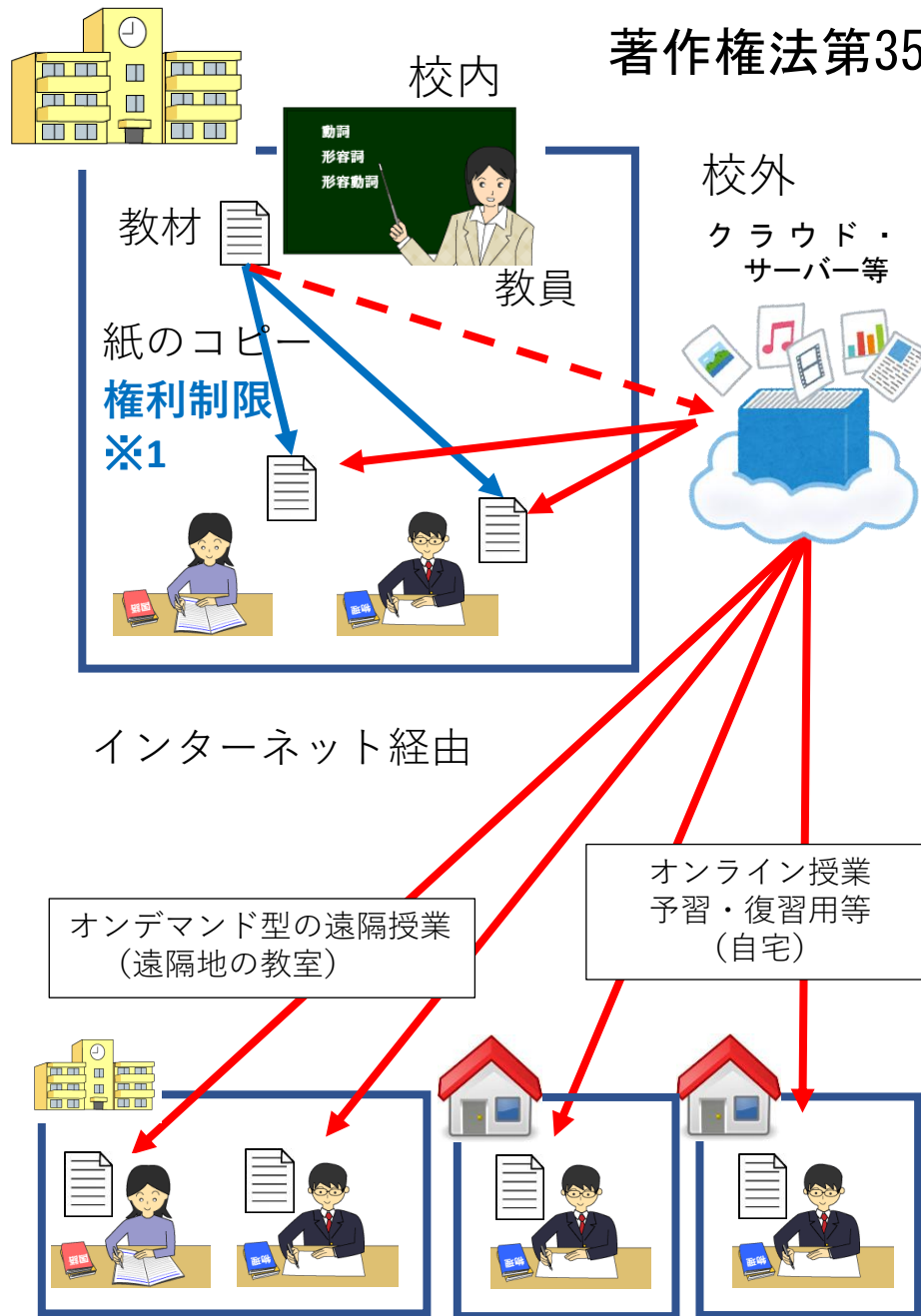
該当する例

- 授業内容に関するネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で履修者等に視聴させる。

運用指針より



権利者の許諾が必要



著作権法第35条 (公衆送信・改正前)

赤線は原則要許諾※2

権利者に事前の許諾を得、使用料の支払いが必要

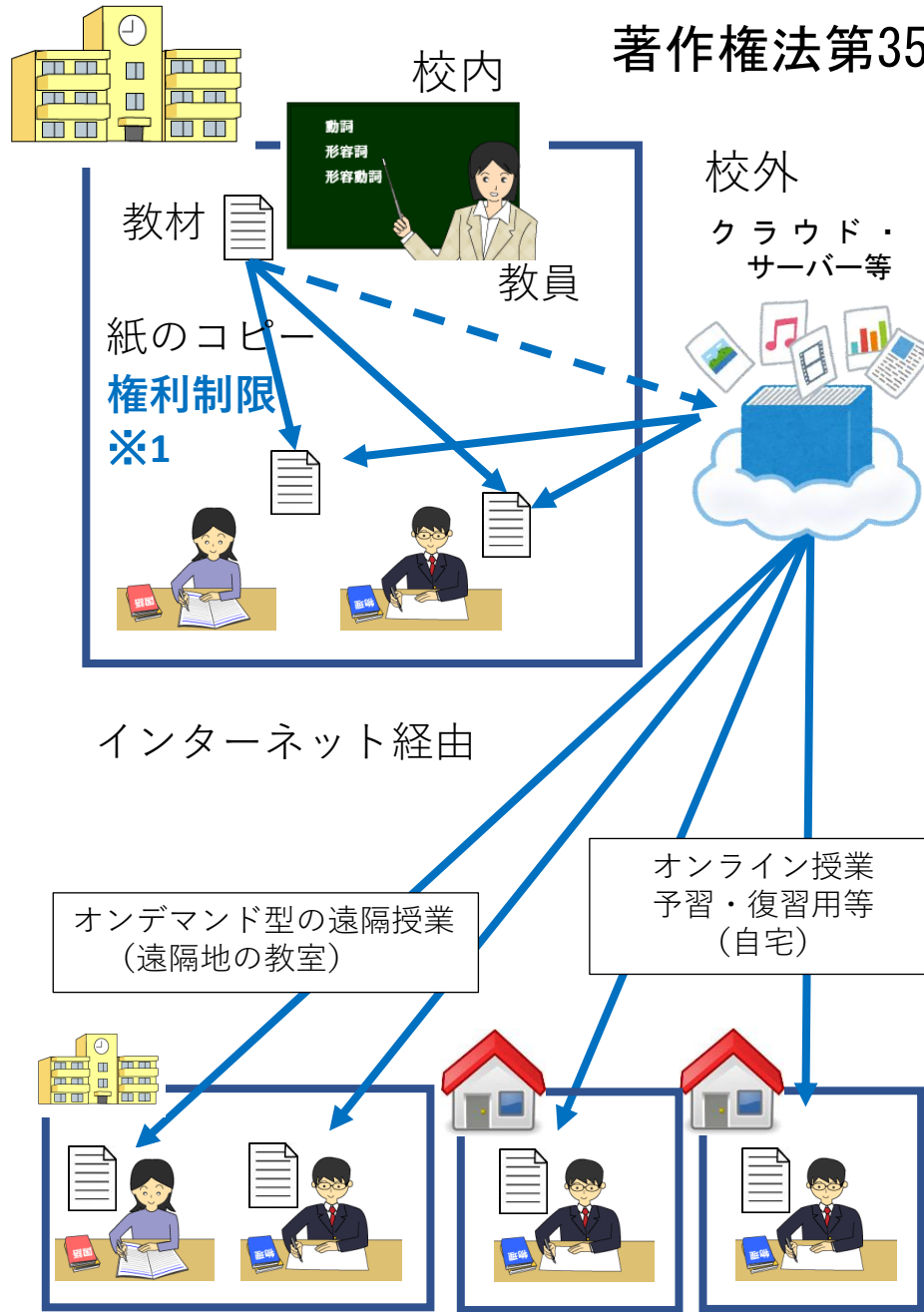
(参考)

無許諾の利用は著作権侵害 (10年以下の懲役又は1千万円 (法人3億円) 以下の罰金対象)

※1著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、著作権法32条 (引用) など35条とは異なる条文が適用になって無許諾無償で利用できる場合があります

※2同時中継合同・遠隔授業 (対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継) は、無許諾・無償

権利者の許諾は必要 補償金の支払いは不要



著作権法第35条 (公衆送信・改正後)

赤線が補償金のお支払いで青線に

(参考)

授業目的公衆送信補償金は法定債務。支払わない場合、著作権侵害とはならないが、債務不履行により損害賠償請求の対象 (民法第415条)

※1著作権者の利益を不当に害することとなる利用は許諾が必要。その他、著作権法32条(引用)など35条とは異なる条文が適用になって無許諾無償で利用できる場合があります

※2同時中継合同・遠隔授業(対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継)は、引き続き無許諾・無償

※3 URLを伝え、各自がネットに既に第三者がアップした情報を直接参照するだけの場合は教育機関が行う公衆送信とはなりません

授業目的公衆送信補償金制度

- 国際的に遅れているという調査結果のあったICT活用教育の推進を国の施策として実現するために、著作権法改正によって公衆送信利用の「権利の制限」を拡大
 - 新型コロナウイルス感染拡大によりできた制度ではありません
- ただし、**利用者の利便性向上と権利者が被る経済的不利益とのバランスに配慮し、教育機関で第三者の著作物を授業目的公衆送信する場合は、教育機関設置者に補償金の支払い義務**
- 補償金の額（授業目的公衆送信を受ける生徒一人当たり年額・税別）
 - 例 小学生120円、中学生180円、高校生420円、大学生720円
- 2021年度申請実績 2,800設置者、31,713機関 総額48億7千万円
 - 小中高等学校はいずれも約80%が手続き済
 - GIGAスクール構想で機材が行きわたっているのになぜ小中学校が100%ではない？（教育側の方から寄せられた疑問）
 - 先生や生徒の方がご自身の学校で補償金が支払われているかどうかわからずSARTRASにお問合せいただくのが残念
- 2022年度8月時点の申請設置者及び申請校はSARTRASウェブサイトにて検索可能

SARTRASとは

授業目的公衆送信補償金を収受する権利は、文化庁長官が全国を通じて1個に限り指定する団体（指定管理団体）だけが行使できます（著作権法第104条の11）

⇒一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS、サートラス）が2019年1月22日設立、同年2月15日に指定管理団体に指定

著作権法

第35条第2項 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

第104条の11 第35条第2項（第102条第1項において準用する場合を含む。第104条の13第2項及び第104条の14第2項において同じ。）の補償金（以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受け権利を有する者（次項及び次条第4号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて1個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの（以下この節において「指定管理団体」という。）があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

SARTRASは著作権法第104条の12で、著作者、実演、レコード、放送、有線放送の団体を構成員とすることとなっています

SARTRASの業務

- 授業目的公衆送信補償金関係業務

- 授業目的公衆送信補償金の額の制定・変更
- 補償金の收受
- 補償金の権利者への分配
 - 分配のための利用報告を教育機関設置者から収集
- 共通目的事業（※）の実施
 - 前年度に收受した補償金の2割を原資

※著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業（著作権法第104条の15）

- 補償金関係業務以外の業務

- 教育向け一元的ライセンス体制の検討・実施

運営資金は、前年度に收受した補償金の7%（2021年度、2022年度は2年度分で2021年度補償金の10%）を上限とする管理手数料及び会員が納付する会費

■一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS、サートラス)

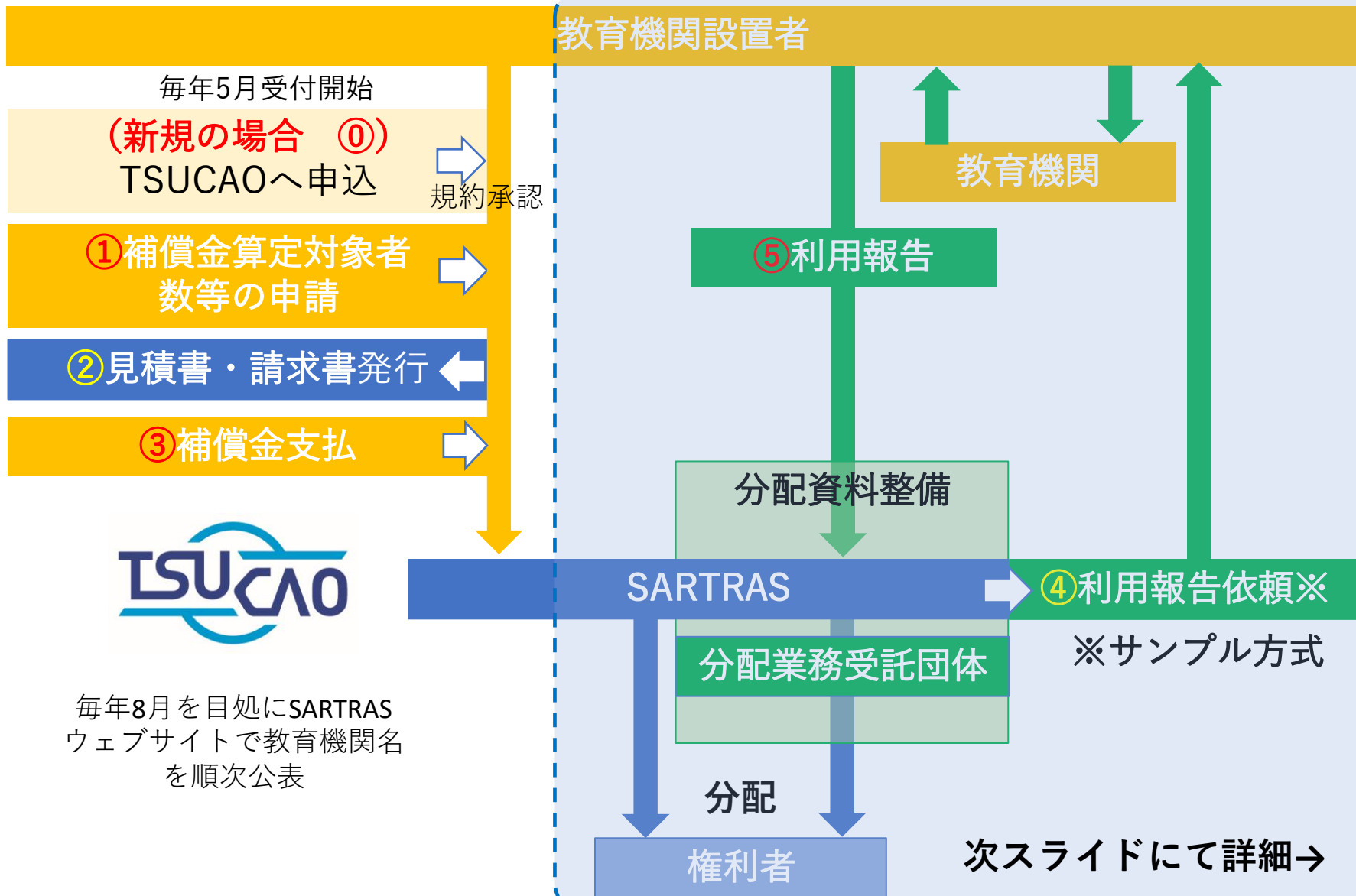
▽英語名称：Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

▽理事長：土肥一史（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）

社員	構成団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人 新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人 学術著作権協会 公益社団法人 日本文藝家協会 協同組合 日本脚本家連盟 協同組合 日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人 日本写真著作権協会 一般社団法人 日本美術著作者連合 公益社団法人 日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人 日本書籍出版協会 一般社団法人 日本雑誌協会 一般社団法人 日本自然科学書協会 一般社団法人 日本医書出版協会 一般社団法人 出版梓会 一般社団法人 日本楽譜出版協会 一般社団法人 日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会 公益社団法人 日本専門新聞協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人 日本音楽著作権協会 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人 日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人 日本民間放送連盟 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

理事長（代表理事）	土肥 一史
副理事長	土屋 俊 三田 誠広
常務理事	北山 文裕 高杉 健二
理事	
新聞教育著作権協議会	江坂 博 竹内 敏 福井 明 山下 敏永
言語等教育著作権協議会	金谷 祐子 ハセバクシンオー 山本 一彦
視覚芸術等教育著作権協議会	あんびるやすこ 壹貫田剛史 千葉 洋嗣 中島 千波
出版教育著作権協議会	井村 寿人 金原 優 松野 直裕
音楽等教育著作権協議会	椎名 和夫 畑 陽一郎 増田 裕一
映像等教育著作権協議会	遠藤 理史 田嶋 炎 吉田 一将
有識者	池村 聡 川瀬 真 松田 政行
理事・事務局長	野方 英樹
監事	梅 憲男 鶴田 泰三

補償金支払に関する手続き全体の流れ（イメージ）

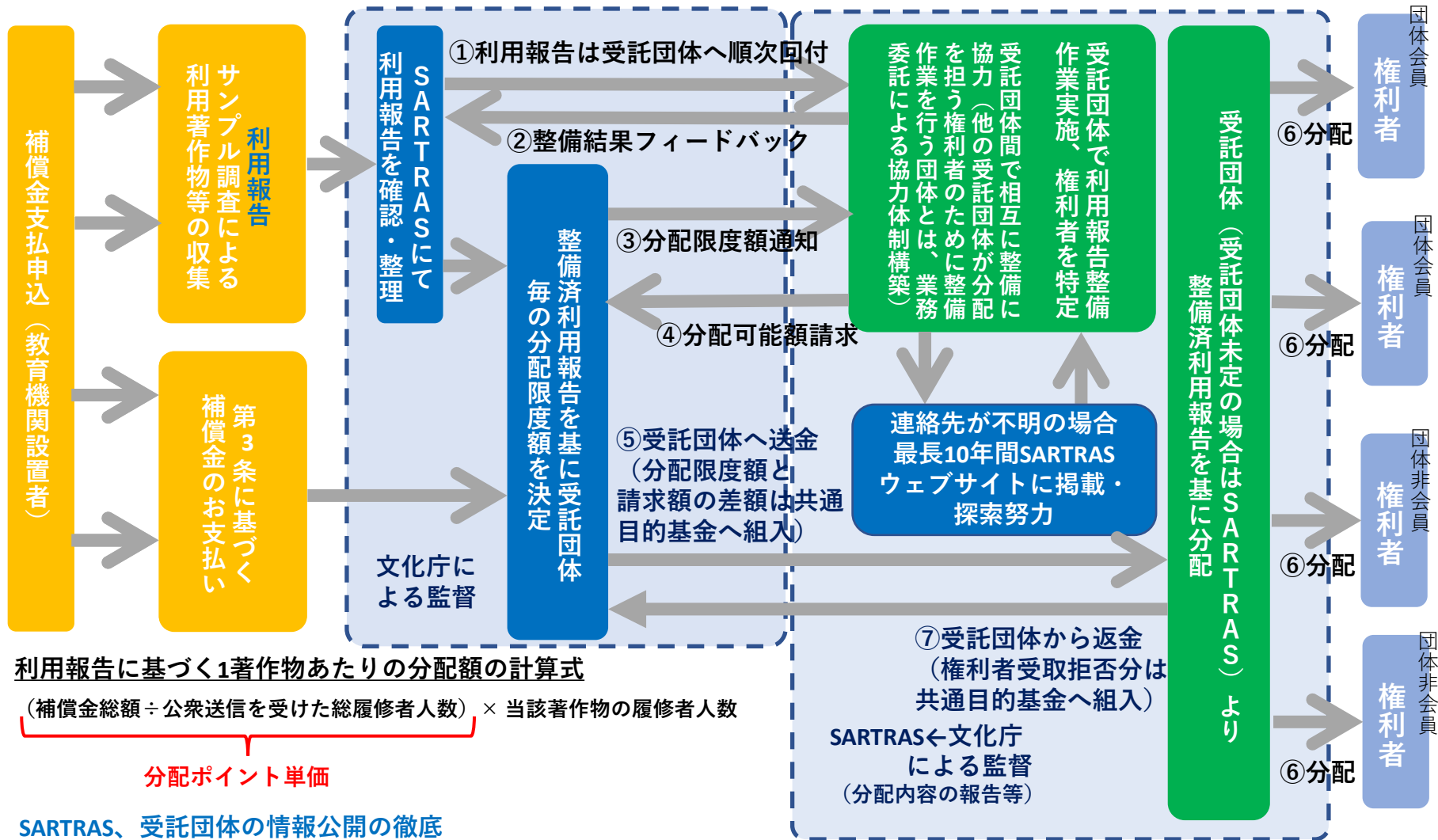


毎年8月を目処にSARTRAS
ウェブサイトにて教育機関名
を順次公表



第3条補償金の分配（共通目的基金、管理手数料控除後） ※4条は利用報告どおり分配

- 権利者への分配業務は、分配業務を行う能力のある権利者団体等（分配業務受託団体）を選定し委託
- 選定にあたっては、著作権、著作隣接権の分野を幅広く網羅するよう指定（存在しない分野は団体設立も支援）
- 受託団体が未定の権利者は、当面SARTRASにて分配



利用報告に基づく1著作物あたりの分配額の計算式

$$\underbrace{(\text{補償金総額} \div \text{公衆送信を受けた総履修者人数})}_{\text{分配ポイント単価}} \times \text{当該著作物の履修者人数}$$

分配ポイント単価

SARTRAS、受託団体の情報公開の徹底

管理手数料率、分配規程、収支決算等



(参考)

共通目的事業

著作物等の利用の実績に応じて支払う方式により支払われた授業目的公衆送信補償金
(補償金規程第4条により收受した額)
利用報告に基づき請求

従量
方式

100%

20%
共通目的基金へ

従量方式以外の方式により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額 (著作権法施行令57条の11)
(補償金規程案第3条により收受した額)

包括
方式

共通目的基金

著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業
(共通目的事業) のために支出
(著作権法第104条の15、著作権法施行規則22条の6)

SARTRASの管理手数料
控除後、権利者へ分配

具体的な事業の内容については、法令に従い学識経験者の意見を聴取すべく学識経験者6名を委員に加えSARTRAS内に設置した「共通目的事業委員会」で検討

3 教育と著作権

著作権法第35条を中心に

教育と著作権（おさらい）

- 使うときは許諾を得る必要があります
- 使うときでも許諾を得なくていい場合があります

（例）

- 複製だったら？

- 個人または家庭内の複製
- 図書館（学校の図書室は対象外）での複製
- 教科書への複製
- 学校等教育機関における複製
- 試験問題（※）としての複製

（※）過去問は対象外。学校等教育機関における複製に該当するかどうか

- 公衆送信だったら？

- 学校等教育機関における公衆送信

- 演奏、上演、上映、口述だったら？

- 営利を目的とせず、入場料を得ず、出演者に報酬を支払わない、という3要件を満たすこと

どんな使い方で以下の要件を満たせば「引用」はOK

- ア 既に公表されている著作物であること
- イ 「公正な慣行」に合致すること
- ウ 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- エ 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ 引用を行う「必然性」があること
- キ 「出所の明示」が必要（コピー以外はその慣行があるとき）

学校等における複製・公衆送信・伝達の権利の制限

改正著作権法第35条（令和2年4月28日施行）

- 1 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物その原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

（補足）

著作権法第47条の6

次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

- 1 （略）第三十五条第一項（略） 翻訳、編曲、変形又は翻案

著作権法第20条

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

著作物を使いたい！ 学校での著作物利用チャート（複製・公衆送信・伝達）

学校その他の教育機関？

No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

授業の過程？

No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

使うのは先生か生徒？

No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

必要と認められる限度？

No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

権利者の利益を不当に害していない？

No→ 35条以外の権利の制限に当たるかどうかチェック
あたらないのであれば許諾を求める

↓Yes

↓Yes

複製または伝達利用？

公衆送信利用で同時中継合同・
遠隔授業ではない？

No→ 同時中継合同・遠隔授業なら許諾不要で利用可能

↓Yes

↓Yes

許諾不要で利用可能

設置者が授業目的公衆送信補償
金を支払っていますか？

No→ 設置者に支払いを依頼する（支払わないで公衆送信をした場合、設置者には法定債務の不履行として損害賠償責任の対象）

↓Yes

許諾不要で利用可能

著作物を使いたい！（参考）

学校での著作物利用チャート（演奏・上演・上映・口述）

営利を目的としていない？

↓Yes

入場料をとっていない？

↓Yes

演奏や講演する人に報酬を支払っていない？

↓Yes

許諾不要で利用可能

38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

38条以外の権利の制限に当たるかどうか
No→ チェック
あたらないのであれば許諾を求める

そういうことだったんだ！

教室の対面授業で教科書を読み上げたり、読み聞かせをしたり、音楽の授業で演奏したり。これらは口述や演奏で著作物を使っていることになりますので、このチャートに当てはまれば許諾不要で利用が可能です。

でも、その様子をオンライン授業で生徒にインターネットを通して届けることは著作物を公衆送信していることにもなるので、前のページのチャートにもあわせて当てはめる必要があるのです。

改正著作権法第35条運用指針



運用指針⇒

- 法改正の過程で、教育の現場での円滑な利用に資するガイドラインの必要性が指摘
- 権利者団体と教育関係者が共同して設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組む「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の設置（2018年11月～）
- 改正著作権法第35条第1項下線部分に関する考え方を示したガイドラインとして、「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」とりまとめ
- 「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」の初等中等教育における特別活動に関する追補版を公表
- 運用指針は、フォーラムにおいて、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分をガイドラインとして公表するためのもの（随時更新）

学校その他の教育機関

- ・ 組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。

該当する例 (カッコ内は根拠法令)	<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学等（学校教育法）・ 防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等）・ 職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等）・ 保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）・ 公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター、その他これに類する社会教育施設（社会教育法、博物館法、図書館法等）・ 教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等）・ 学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法。営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）
該当しない例	<ul style="list-style-type: none">・ 営利目的の会社や個人経営の教育施設・ 専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾・ カルチャーセンター・ 企業や団体等の研修施設

授業

- ・ 学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動を指します。

該当する例	<ul style="list-style-type: none">・ 講義、実習、演習、ゼミ等（名称は問わない）・ 初等中等教育の特別活動（学級活動・ホームルーム活動、クラブ活動、児童・生徒会活動、学校行事、その他）や部活動、課外補習授業等・ 教育センター、教職員研修センターが行う教員に対する教育活動・ 通信教育での面接授業、通信授業、メディア授業等・ 学校その他の教育機関が主催する公開講座（自らの事業として行うもの。収支予算の状況などに照らし、事業の規模等が相当程度になるものについては別途検討する）・ 履修証明プログラム・ 社会教育施設が主催する講座、講演会等（自らの事業として行うもの）
該当しない例	<ul style="list-style-type: none">・ 入学志願者に対する学校説明会、オープンキャンパスでの模擬授業等・ 教職員会議・ 大学でのFD、SDとして実施される、教職員を対象としたセミナーや情報提供・ 高等教育での課外活動（サークル活動等）・ 自主的なボランティア活動（単位認定がされないもの）・ 保護者会・ 学校その他の教育機関の施設で行われる自治会主催の講演会、PTA主催の親子向け講座等

※履修者等による予習、復習は「授業の過程」とする。

※次の①～③は、授業の過程での行為とする。

①送信された著作物の履修者等による複製

②授業用資料作成のための準備段階や授業後の事後検討における教員等による複製

③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製

※高等専門学校は高等教育機関だが、中等教育と同様の教育課程等について本運用指針での対応する部分が当てはまる。

教育を担当する者 授業を受ける者

- 「教育を担当する者」
- 授業を実際に行う人（以下、「教員等」という）を指します。

該当する例

教諭、教授、講師等（名称、教員免許状の有無、常勤・非常勤などの雇用形態は問わない）

- 「授業を受ける者」
- 教員等の学習支援を受けている人、または指導下にある人（以下、「履修者等」という）を指します。

該当する例

名称や年齢を問わず、実際に学習する者（児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者等）

★必要と認められる限度

- 「授業のために必要かどうか」は**第一義的には授業担当者が判断**するものであり、万一、紛争が生じた場合には**授業担当者がその説明責任を負うこと**になります（児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用される限り**授業の管理者が責任を負うと考えるべき**です。）。その際、**授業担当者の主観**だけでなく、**授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要**があります
- 「必要と認められる限度」は**授業の内容や進め方等の実態によって異なる**ため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、**外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要**があります

運用指針より

○×で簡単に示すことが難しい⇒例示を参考に各自判断することが必要

★権利者の利益を不当に害することとなる場合

- 現実に市販物の売れ行きが低下したり、将来における著作物等の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要
- 著作権者等の利益を不当に害することとなるかどうかのキーワード
 - 著作物の種類、著作物の用途、複製の部数、複製・公衆送信・伝達の態様
- 運用指針で示す事例が確実に著作権侵害になる又はならないということを保証するものではない
- 関係者の見解の相違があった場合には、個々のケースごとに、利用者がその行為について授業の目的に照らして必要と認められる限度であることを客観的に説明し得るか、又は権利者がその利益を不当に害されたことを客観的に説明し得るかによって判断せざるを得ません

運用指針より

○×で簡単に示すことが難しい⇒例示を参考に各自判断することが必要

★不当に害する可能性が高いため、35条や補償金の範囲では利用できない例

- 同一の教員等が、ある授業の中で、同一の書籍の中から1回目の授業で第1章、2回目で第2章を複製して配布するというように、同じ著作物や出版物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が当該著作物や出版物の多くの部分を使い、市販物の売れ行きを低下させるようなこと
- 授業を行う上で、教員等や児童・生徒が通常購入し、提供の契約をし、又は貸与を受けて利用する著作物について、**購入等の代替となるような態様**で、複製や公衆送信すること

著作物の例

＜教科指導＞

教師用指導書、参考書、資料集、問題集、ドリル、ワークブック、テスト・ペーパー、授業で教材として使われる楽譜、副読本授業で教材として使われる楽譜、副読本、教育用、教育用映像ソフト映像ソフト

ただし、履修者全員が購入していることが確認されている場合であって、問題の解説等を行う目的で付加的に複製等を行うことは許容される余地がある

＜特別活動等＞

演劇の脚本、読書会用の短編小説、＜特別活動等＞演劇の脚本、読書会用の短編小説、部活動で使われる楽譜

★ 不当に害する可能性が高いため、35条や補償金の範囲では利用できない例（つづき）

- 美術、写真など、「不当に害しない可能性が高いと思われる例」において全部の利用が認められている著作物を市販の商品の売上に影響を与えるような品質で提供すること
- 市販あるいは長期間保存できるように製本して配布すること
と市販あるいは長期間保存できるように製本して配布すること
- 組織的に素材としての著作物をサーバへストック（データベース化）すること

後段の典型例も参照

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）のサマリー

	該当する例	該当しない例
学校その他の教育機関	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、大学、公民館、博物館、美術館、図書館、省庁等大学校など※	営利目的の会社や個人経営の教育施設、企業や団体などの研修施設、カルチャーセンターなど
教育を担当する者	教諭、教授、講師など（名称、教員免許の有無は問わない）	
授業を受ける者	児童、生徒、学生、科目等履修生、受講者など	
授業	講義、実習、演習、ゼミ、初等中等教育での学校行事・部活動など	教職員会議、保護者会、学校説明会、大学でのサークル活動など
必要と認められる限度	客観的に必要と認められる限度が クラス単位や授業単位までの数の複製・送信 授業参観、研究授業の参加者への配付 ※外形的には判断しにくい	
著作権者の利益を不当に害することとなる場合	客観的に不当に害しているか <不当に害しない可能性が高い> 短歌、俳句や写真、絵画などの全部の複製・送信 個別の新聞記事の全部の複製	<不当に害する可能性が高い> 通常購入が前提の教科書に掲載された著作物について、購入の代替となるような態様で複製・送信

※営利を目的として設置されているものを除く、とされているが、私立校は「該当する例」に含まれる（講演者注）

典型例

運用指針より

教育機関における複製・公衆送信利用と権利制限・補償金・許諾との関係整理

著作権法35条

	複製利用	公衆送信利用
授業の過程での利用	<p>⑥ 要許諾 (但書)</p> <p>① 許諾不要・無償</p> <p>必要と認められる限度内 教育を担当する者及び 授業を受ける者による利用に限る</p> <p>④ 要許諾 (必要と認められる限度を超える)</p>	<p>⑦ 要許諾 (但書)</p> <p>② 許諾不要・無償 同時公衆送信による 遠隔合同授業等</p> <p>③ 許諾不要・授業目的公衆送信補償金 対面授業時の公衆送信を含む 必要と認められる限度内 教育を担当する者及び 授業を受ける者による利用に限る</p> <p>⑤ 要許諾 (必要と認められる限度を超える)</p>
授業の過程外での利用	<p>⑧ 要許諾</p>	<p>要許諾 ⑨</p>

※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場に提示されたものを参考に講演者が作成したものです。なお、この図は法第35条を中心に作成してありますが、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

授業の過程での利用 複製 許諾不要・無償

①

(マーカーは○番号附番は講演者、以下同様)

ポイント：必要と認められる限度で権利者の利益を不当に害していないか

＜教室での授業＞

1. 教科書※1に掲載されているエッセイの全部を授業で教員が板書する。
2. 単行本に掲載されているエッセイの小部分を授業で教員が板書する。
3. 新聞に掲載されている写真と記事をコピーした授業用のプレゼンテーション資料を作成する。
4. 3. で作成した資料を、事務補助員に依頼し印刷する。
5. 3. で作成した資料を、授業参観で生徒と参観した保護者に配布するために印刷する。
6. テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。

＜教室外での授業＞

7. 旅行ガイドブックの一部を修学旅行中の児童生徒に配布するために宿泊施設でコピーする。

＜教員研修＞

8. 新聞に掲載されている写真と記事をコピーした研修資料を指導主事が印刷して、教育センター主催の研修で配布する。

※1 教科書は利用している地域や学校（学科・コース別の場合もあり）で採択され児童・生徒全員が所有している教科書を示します。採択されていない教科書は、一般の書籍等と同じ扱いになります。

授業の過程での利用

公衆送信／公の伝達 許諾不要・無償 ②

ポイント：必要と認められる限度で権利者の利益を不当に害していないか

主会場で先生が生徒に対して行っている授業をリアルタイムで従会場（こちらは自宅等でもよい）で生徒が受けているか

<リアルタイム遠隔合同授業>

1. 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った2校の遠隔合同授業で同時中継（送信）し、大型画面に表示する。
2. 1. において配布する資料を授業中に送信する。
3. 対面授業の様子を、インターネットを使って、生徒の自宅に同時送信する。
4. 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の現地の学校と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムでリアルタイムの遠隔交流授業を行う。

公の伝達（参考）

- ・教員が授業に関連する動画共有サイトの動画を、教室に設置されたディスプレイにインターネットからそのまま映し出し、教室にいる履修者に見せる。

授業の過程での利用

公衆送信 許諾不要・補償金 ③

ポイント：必要と認められる限度で権利者の利益を不当に害していないか

<教室内外学習>

1. 教科書※1に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、**児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロード**する。
2. 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中に**クラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信**する。
3. 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめて**クラウド・サーバにアップロード**する。
4. 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるように**クラウド・サーバにアップロード**する。

<オンデマンド型公衆送信（教室外学習）※2>

5. 反転授業のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などを**クラウド・サーバにアップロード**する。
6. 修学旅行で訪ねる文化施設についての説明の必要な部分をタブレットPCから参照できるようにするため、**クラウド・サーバにアップロード**する。
7. 教員が教科書を使った授業動画を収録し、**クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴**できるような方式で配信する。

授業の過程での利用 公衆送信 許諾不要・補償金 ③つづき

ポイント：必要と認められる限度で権利者の利益を不当に害していないか

＜リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）※3＞

8. 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている絵本の読みきかせを、臨時休園中に、同じ教員と幼児間の在宅オンライン授業として行う。
9. 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒とネットミーティングシステムを使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使ったオンライン授業を行う。
10. DVDに録画したテレビ番組を授業に必要な範囲で、教員のパソコンで再生し、生徒のタブレット端末へストリーミング配信する。
11. 在宅の幼児に音楽に合わせて踊る踊りを教えるためにインターネットを用いて楽曲の全部をストリーミング配信する。

※2 オンデマンド型とは、学習者の注文（要求）に応じて学習資源を提供する方法。

※3 リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の態様。

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）特別活動追補版 （令和3年11月9日公表）（1）

- 改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）における特別活動に関する権利者と利用者の共通認識事項
 - 初等中等教育で行われる入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、運動会、水泳大会、文化祭、合唱祭等の学校行事に関する運用指針（令和3（2021）年度版）の確認的まとめ
- 著作物を利用した特別活動の保護者等へのインターネット配信の考え方（特別活動ではないその他の行事は対象外）
- **ポイント：必要と認められる限度で権利者の利益を不当に害していないか**
 - 初等中等教育での特別活動時において、**児童生徒の個人情報・プライバシー保護、及び、セキュリティに関する学校の取り決めに同意して参観が認められた保護者、協力者等に限定して、著作物を利用した各特別活動の映像や音声をネット・ミーティングシステム等を用いてリアルタイム（ライブ）配信する行為は、必要と認められる限度内**（後述する①を参照のこと）であるというのが、権利者と利用者の現時点での共通認識である。
- チェックリスト付

改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）特別活動追補版 （令和3年11月9日公表）（2）

- 必要と認められる限度であると説明が可能だとしても、「権利者の利益を不当に害する行為」とされることがあり、その場合、権利者の許諾が必要である（運用指針9ページ）。
- たとえば、特別活動の映像の保護者へのインターネット配信については、次のような場合、逐一、権利者に許諾を取る必要があると考えられる（許諾が取れないこともある）。
 - 著作物が含まれる特別活動の映像等をリアルタイム（ライブ）中継、オンデマンド型にかかわらず、また、視聴期限を設けていたとしても、**教員、児童生徒、保護者や特別活動の協力者以外の者に配信して視聴させる**こと（運用指針24ページ等）
 - 特別活動の音楽、写真、音声、映像等著作物の**必要と認められる期間を超えたオンデマンド型配信**
 - オンデマンド型コンテンツ（教材）として、**いつでも視聴できるようにサーバ・ストレージ等に保存しておく**こと（運用指針12～14ページ）
- 特別活動の運用改善や授業実施に必要な範囲の保存ではなく、**特別活動の実施後に児童生徒や保護者等に記念品等として配布する目的で、著作物が含まれる特別活動の映像、音声等をDVD等の記録メディアに保存（コピー）**する場合は、著作権者や著作隣接権者（※注4）等の許諾が必要である。このような場合は、DVDを1枚だけ制作した場合であっても、また、一旦保護者等に回覧・配布したDVD等を後から回収し、廃棄したとしても、著作権法第35条の複製には当たらない。

授業の過程での利用 許諾が必要と考えられる例 (1)

(必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等)

■複製■ (④、⑥)

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。
4. 授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する。

注) アニメ等のキャラクターの授業での利用について、「必要と認められる限度」と一般的に認めるような発言は、権利者担当者レベルからは聞かれない (講演者追記)

授業の過程での利用 許諾が必要と考えられる例 (2)

■公衆送信■ (⑤、⑦)

1. 教員が同一の画集の中から多くの作品を選んでスキャンして電子ファイルにしてクラウド・サーバにアップロードし、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする。
2. 教員が漢字ドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャンして、児童に宿題としてメールで送信する。
3. 教員が授業と直接関係ないものも含めて多数の小説をアップロードする。
4. 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として複数回、電子ファイルでメール送信し、その結果、その出版物の多くの部分を送信する。
5. 絵本の読みきかせ動画を、クラウド・サーバにアップロードし、幼児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。
6. 様々な分野に関するTV番組を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして蓄積し、ライブラリ化しておく。
7. 授業に必要な範囲を超えて、映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴できるようにしておく。
8. 教師が、紙の教科書の全ページ又は大部分をスキャンし、PDF版デジタル教科書を作成して児童生徒に配信する。
9. 学校のホームページ等に、パスワードをかけずに、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。

授業の過程外の利用 許諾が必要と考えられる例

- ある先生が著作物を利用して自分で作成した教材を、他の先生が利用するために複製して渡す場合（複製⑧）
- 生徒が授業終了後（例えば1学年進級した後）も、過去の授業の教材にアクセス可能な状態で掲載すること（アップロード＝複製・公衆送信⑨）
- 教職員会議で著作物を利用した資料を複製して配付する場合（複製⑧）、教職員がアクセス可能な状態で掲載すること（アップロード＝複製・公衆送信⑨）
- 教職員研修で著作物を利用した資料を複製して配付する場合（複製⑧）、教職員がアクセス可能な状態で掲載すること（アップロード＝複製・公衆送信⑨）
- 保護者会で著作物を利用した資料を複製して配付する場合（複製⑧）、保護者がアクセス可能な状態で掲載すること（アップロード＝複製・公衆送信⑨）
- 学校のウェブサイトへ一般向けに著作物を掲載すること（アップロード＝複製・公衆送信⑨）※

※講演者追記

検討段階にある項目例

- 研究授業（授業研究会等）で著作物を複製したり公衆送信したりすること
- DVDやBlu-ray Discに収録された映画等の著作物を技術的保護手段を解除して複製利用すること、またはそれを公衆送信すること
 - 技術的保護手段を解除せず、ディスクを再生しながらその映画等を公衆送信することは運用指針（令和3（2021）年度版）に沿った35条の適用範囲内の利用であれば可能
- 契約に基づき利用しているデータベースサービス等で、契約の約定事項（例えば「一切の複製を禁じる」等）と著作権法第35条とどちらが優先するか
 - 利用を禁止する契約や表示がある場合は確認を

※YOUTUBEの利用の際、コピーライトマッチツールの働きにより権利処理に関わる手続き（広告表示等）を求められる場合があります（YOUTUBEはワールドワイドなシステムであり、日本の国内法への個別対応は現状行われていません）

ライセンス

• ライセンスの得方

- 個人（国内外問わず）から得なければならない場合
- 団体が管理している場合
 - まずは利用したい著作物に関連のある身近な著作権等管理事業者等（次スライド参照）に相談してみましょう。外国の著作物の窓口になっている団体もあります

• 教育現場で利用許諾を得る必要が生じたとき、誰が手続きをするのか/誰のどの科目の予算から支出するのか、わかっていますか？

- 授業目的公衆送信補償金は、著作権法上明確に教育機関設置者に支払い義務が課されています。一方、ライセンスを得る場合の使用料は原則として利用主体である「利用者」が支払うこととなります

• SARTRASで検討しているライセンス

- 文化審議会著作権分科会報告書（平成29年）では、「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応えていく」ことが求められている
- SARTRASのライセンスがカバーする範囲としてどのような利用があるのか、教育側の具体的なニーズと当該利用に対する権利者の委託可能性が鍵

(参考)

ライセンス・問合せ窓口例

文化庁ウェブサイトより

団体名	問い合わせることができる事項	連絡先
(公社) 著作権情報センター	著作権に関する事項全般	〒164-0012 中野区本町1-32-2 ハーモニータワー22階 電話 03-5309-2421
(公社) 日本文藝家協会	小説などの利用許諾に関する事項	〒102-8559 千代田区紀尾井町3-23 文藝春秋ビル新館5階 電話 03-3265-9658
(協) 日本脚本家連盟	脚本の利用許諾に関する事項 (テレビ番組が中心)	〒106-0032 港区六本木6-1-20 六本木電気ビル3階 電話 03-3401-2304
(協) 日本シナリオ作家協会	脚本の利用許諾に関する事項 (映画が中心)	〒103-0013 中央区日本橋人形町2-34-5 シナリオ会館2F 電話 03-6810-9550
(一社) 日本音楽著作権協会	音楽の利用許諾に関する事項	〒151-8540 渋谷区上原3-6-12 電話 03-3481-2121
(一社) 日本レコード協会	レコード製作者の権利に関する事項	〒105-0001 港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館9階 電話 03-5575-1304
(公社) 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	実演家（俳優，歌手，演奏家等）の権利に関する事項	〒163-1466 新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F 電話 03-5353-6600

団体名	問い合わせることができる事項	連絡先
日本放送協会	放送事業者の権利に関する事項	〒150-8001 渋谷区神南2-2-1 NHK放送センター 電話 0570-066-066
(一社) 日本民間放送連盟	放送事業者の権利に関する事項	〒102-8577 千代田区紀尾井町3-23 電話 03-5213-7746
(一社) コンピュータソフトウェア著作権協会	ソフトウェアの著作権に関する事項	〒112-0012 文京区大塚5-40-18 友成フォーサイトビル5階 電話 03-5976-5175
(一財) ソフトウェア情報センター	コンピュータソフトウェアの著作物に係る登録に関する事項	〒105-0003 港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル14階 電話 03-3437-3071
(一社) 日本映像ソフト協会	ビデオソフトの著作権に関する事項 (レンタル, 上映, 複製等)	〒104-0045 中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2階 電話 03-3542-4433
(一社) 日本書籍出版協会	書籍, 雑誌等の出版に関する事項	〒101-0051 千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル5階 電話 03-6273-7061
(公社) 日本複製権センター	書籍, 雑誌等のコピーの許諾に関する事項	〒105-0002 港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階 電話 03-6809-1281
(一社) 日本美術家連盟	美術作品の著作権に関する事項	〒104-0061 中央区銀座3-10-19 美術家会館5階 電話 03-3542-2581
(一社) 日本写真著作権協会	写真の著作権に関する事項	〒102-0082 千代田区一番町25 JC II ビル403 電話 03-3221-6655
(公社) 映像文化製作者連盟	教育映画の著作権に関する事項	〒103-0016 中央区日本橋小網町17-18 藤和日本橋小網町ビル7階 電話 03-3662-0236

おわりに

教育機関設置者の方へ

利用報告へのご協力をお願い



- 授業目的公衆送信補償金は権利者に分配されます
 - 補償金は支払ったら終わり、ではありません
 - 毎年度、SARTRASがサンプリングにより利用報告をお願いする教育機関を選定、当該教育機関設置者に依頼しています（2022年度依頼済）
 - SARTRASでは、提出された利用報告をもとに権利者を特定のうえ、SARTRAS又はSARTRASが分配業務を委託した団体から分配します（団体加盟、非加盟は関係ありません）
 - 大変お忙しい中のお願いで恐縮ですが、ご協力をお願いします
- 利用報告を見ていて困っていること、気になること
 - 著作物が特定できないような報告
 - 出所明示の義務はないが、教材等に明示しておくことが望ましい
 - インターネット上の写真や絵の報告
 - 権利者の特定、個人情報取得が困難です
 - 誰が創作したものかも確認せずに著作物を子供たちに示して大丈夫？
 - 運用指針で「不当に害する可能性が高いため、35条や補償金の範囲では利用できない例」に挙げられているような報告
 - 教員研修等で著作権制度全般に関する普及啓発が進むことに期待しています

教育機関設置者の方へ

補償金支払申請のお願い

- ICT活用教育を推進するための制度です
- GIGAスクール構想やBYOD対応、LMS普及下で、現場の先生方や生徒さんが35条の適用範囲の授業目的公衆送信をいつ行っても問題がないよう教育機関設置者のみなさまには申請手続きをいただくことをお勧めしております
 - 授業目的公衆送信を受信する生徒一人当たりの年額を定め、それをお支払いいただくことで、量の多少にかかわらずその年度に行われる授業目的公衆送信行為分が包括的にカバーされる方式です
 - 一度設置者・教育機関登録をしていただくと、以後は毎年授業目的公衆送信を受信する生徒さんの人数を申請いただくだけで申請手続きは完了します
 - 申請からご請求まで、手続きはすべてオンライン、ペーパーレスで完了します。契約書の締結、郵送等の手間はかかりません

お手続きはSARTRASウェブサイト「TSUCAO・つかお」から

- 申請手続きをいただきましたら、運用指針に沿って現場の先生方や生徒さんには著作物を利用いただける旨の周知をお願いします

まとめ

- 第三者の著作物（持ち物）
 - 許諾を得て利用いただくことが原則
- このことを踏まえたうえで、「権利の制限」に当たるかどうか判断いただくこととなります
- 複製と公衆送信利用の権利の制限にあたるかどうかの判断のキーワード
 - 「必要と認められる限度」で「権利者の利益を不当に害しない」場合
- 上演・演奏・上映・口述利用の権利の制限にあたるかどうかの判断キーワード
 - 「非営利」、「無料」、「報酬なし」
- 教育の現場のあらゆる利用について○×で表すことは困難です
- 法律条文だけでなく、運用指針や学校向けに刊行された書籍等を参照しつつ、ご自身でお考えいただくこと、自分で考えることができる生徒さんを育てていただくことが、今後教育の中で、また社会に出て、著作物を利用いただく上で重要なことと考えます

ご清聴ありがとうございました

【参考情報】

著作権情報センター 著作権Q&Aシリーズ
学校教育と著作権 (A)

<https://www.cric.or.jp/qa/cs01/index.html>

(A)



【参考図書】

教育現場と研究者のための著作権ガイド (B)

<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641243446>

著作権ハンドブック 先生、勝手にコピーしちゃダメ (C)

<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/books/81338/>

(B)



(C)



(D)



【お問合せ】

SARTRASウェブサイト (D)

<https://sartras.or.jp/preinquiry/>